四　国　地　域　徳島市、高松市、松山市、高知市
九　州　地　域　福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖　縄　地　域　那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

8　最終合格者発表　平成30年11月13日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　地域試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間
受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
申し込むことができる地域試験の区分は一つに限る。
受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
申込受付期間は、平成30年６月18日（月）９時から６月27日（水）までとし、６月27日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、６⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の10⑵に掲げる地域に対応する問合せ先に郵送又は持参により平成30年６月18日（月）から６月20日（水）までに提出すること。郵送による申込みは、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
⑵　受験票の交付
受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

（地　域）	（問合せ先）		
北海道地域	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
関東甲信越地域	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
東海北陸地域	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
近畿地域	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
中国地域	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
四国地域	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
九州地域	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
沖縄地域	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

裁　判　所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１号
宮城県柴田郡村田町大字村田字石生36番地90
債務者　加藤　恭子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第５４号
三重県津市白山町二本木９―10　吉田方、住民票上の住所三重県津市白山町南出103番地105
債務者　川本　照美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　夏美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０６号
岡山市中区円山118番地４、旧住所岡山市中区沢田77番地１　405号
債務者　長田　尚子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯生　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦12番地４、前住所千葉県市川市南行徳３丁目16番３―103号（メゾン・プルミエ）
債務者　柳本昇太郎
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江頭　太地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２６号
鹿児島県薩摩川内市天辰町278番地１
債務者　児島　貴美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
秋田市牛島西２丁目19番10号　メゾンドメール205
債務者　宮田　武
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部